次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 小坂ふくし会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日~令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1

男女の育児休業の取得率を70%以上にする。

目標2

年次有給休暇取得促進のための措置を実施する。

- 3. 目標を達成するための対策
- (1) 育児・介護休業、育児休業給付及び産前産後休業等について、全職員を対象に、研修会を開催し周知を図る。また、育児休業等に関する相談体制を整備する。
 - ●令和4年 4月~ 育児休業制度他、利用できる制度の周知を図る
 - ●令和5年 4月~ 仕事と家庭の両立支援、復帰後の研修やサポート体制を構築し長期就業につなげる
- (2)年次有給休暇の取得状況について実態を把握し、取得しやすい職場環境作りを図る。
 - ●令和4年 4月~ 取得状況の把握と問題点を分析する
 - ●令和5年 4月~ 年次有給休暇の取得計画を作成し取得を促す